

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和6年12月16日

高松法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第12号
対象土地	丸亀市飯野町東二字板屋甲869番 丸亀市飯野町東二字板屋甲869番先